

薬害肝炎訴訟を支援する会

<東京ニュース>

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-24-2 長井ビル3階 オアシス法律事務所
TEL: 03-5363-0138 / FAX: 03-5363-0139 / Mail: kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp



↑9月17日、東京・星陵会館で行なった集会には全国から原告参加。(2ページ参照)

写真撮影/岡山卓生

イラストレーション/たけだけい

次回期日は

10月30日(火)10時~10時半(第2陣弁論)

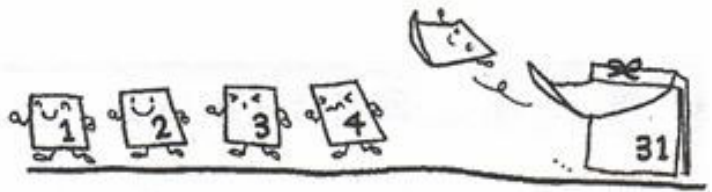
東京地方裁判所103号法廷

裁判所前で9時半から激励ミニ集会を行います。

終了後は、報告集会と支援の会ミーティングがあります。

※部分参加も歓迎です

これまでの主な活動



2007. 8 月

24日 薬害根絶デー (8 ページ参照)

薬害根絶の「誓いの碑」が厚労省内に建立された8月24日。毎年行なわれる全国薬害被害者団体連絡協議会主催の薬害根絶デーに今年も参加しました。大勢の参加者で盛り上がりました。

2007. 9 月

3日 九州訴訟弁論 (第1陣・福岡高等裁判所)

7日 仙台地裁判決言い渡し (3 ページ参照)

最後の地裁判決が仙台地裁で下されました。国に対する全面敗訴、＜肝炎が高率に慢性化し、肝硬変、肝がんに進展することが認識されていた1987年4月、加熱製剤の治験品を「安全性が高いとの印象を与え」て配布した22日から「肝炎発症の危険性があります」と記載した「謹告文書」の配布が完了する1988年2月末まで三菱ウェルファーマ、ベネシスは「指示・警告義務」を怠った＞と、一部企業にのみの勝訴です。きわめて不当な判決です。

10日 原告団、日比谷公園で座り込み開始 (3 ページ参照)

11日 原告団、座り込み継続

12日 原告団、座り込み解除

14日 大阪訴訟弁論 (第1陣・高等裁判所) で裁判長が和解の意向を伝える!

大阪高裁の横田勝年裁判長が「和解はより妥当な解決が得られる可能性が高い」「少しでも和解できる可能性がある」と判断したときは勧告する」と和解に関する意見を述べました。

17日 報告・決起集会 (→4 ページ参照)

これまでの地裁判決の総括、B型肝炎訴訟の解説、原告の訴え、支援連帯の言葉などなど盛りだくさんの内容で、原告団、弁護団、支援者の思いを一つにしました。

2007. 10 月

15日 国が和解に応じる方針を表明!

国が和解に向けた意見聴取に応じる意向を初めて裁判所に示しました。

17日 九州訴訟弁論 (第2陣・福岡地方裁判所)

26日 大阪訴訟原告本人尋問 (大阪地方裁判所)

判決を受け、そして抗議行動を終えて

浅倉美津子（東京原告）



9月7日、私は期待と不安で 仙台地裁の判決を一言も聞き漏らすまいと傍聴席で構えていました。

判決は、原告側の主張が認められない不当な判決でした。名古屋地裁の判決まで、原弁支一体となって闘い得た最後の地裁判決がこれかと、落胆より怒りが湧いてきました。

でもこの判決を引きずってはいけない、次の闘いの準備をしなければと、台風の中慌ただしく東京に戻りました。

9月10日、＜舛添要一厚労大臣の面談要求と薬害肝炎の早期解決を！＞のスローガンを掲げ、私たち原告は期限なしの座り込みに入りました。今回の座り込みは、原告が、ひたすら座り込みを続ける姿をマスコミに映し

ていただいて、弁護士支援者に、見守って頂く。この体を張った行動を舛添大臣に見ていただきたい。その思いが強い抗議行動でした。

12日、安倍晋三首相の急な辞任により、座り込みは解除になりました。

一本の悪魔のような製剤が、私たちの今まで人生、これからの人生に大きな悪影響を与えてきました。私たちは薬害肝炎裁判で原告になり得た、ごく一部の肝炎患者です。これからも肝炎患者の一人として声を上げていきます。尚一層のご支援をよろしくお願い致します。（上の写真は9月7日、仙台判決後の集会で＝仙台弁護士会館）



（→右の写真は、雨の中座り込みを続ける原告団）

2007. 9. 17集会アンケート

東京・星陵会館（13時半～）で行なった集会のアンケートをいただきました。

薬害肝炎訴訟 報告・決起集会

＜今こそ最終解決・全患者の救済を！＞



開会挨拶

第一部「肝炎訴訟判決からみた国の責任」

1. 薬害肝炎訴訟判決の総括

（薬害肝炎東京弁護団・石井麦生弁護士＝写真右）

2. B型肝炎訴訟最高裁判決

（B型肝炎弁護団・奥泉尚洋弁護士＝写真左）

第二部「運動の到達点と今後の展望」

1. 日本肝臓病患者団体協議会から（事務局長・高島譲二さん）

2. 薬害肝炎弁護団から（薬害肝炎全国弁護団代表・鈴木利廣弁護士）

3. 原告の訴え

（→写真左が大阪訴訟原告・桑田智子さん、

写真右が名古屋訴訟原告・金田和子さん）

4. 支援活動と連帯メッセージ

5. 国会議員の激励メッセージ

（←写真左は福島みずほ社民党党首）

6. 原告団・弁護団代表の挨拶



感想

- ・ 短い時間でしたがとても内容の濃い集会であったと思います。今後もこのような集会に参加して社会の事を考えていきたいと思います。
- ・ ウイルス同定後世代の慢性 B 型肝炎患者です。今回は北海道から奥泉さんが来られるということでしたので来ました。内容的には概ね期待通りだったのですが、最高裁判決から 1 年 3 カ月、連絡会が設置された後でも、札幌訴訟の内容は薬害訴訟関係者の皆様にも全然認識されてないのでしょうか。かなり絶望感をもっています。
- ・ B 型について判決後の動きがあまり見えていなかったので詳しい話を聞いて良かった。ただ、全体としては盛り込みすぎてちょっと長くて疲れる感じ。もっと原告の人を中心にして、テーマを絞った方がよいような気がした。
- ・ 実際に原告の生の声を聞き、被害の大きさ、むごさを知ることができたと思います。
- ・ 看護師として入院中の肝炎・肝硬変・肝がん患者と関わってきた。自分の出産を通し、患者の方々の苦しみと対峙し、「何かできないか」という思いを常に抱き、ここまできた。まだ模索中であるが、行動レベルであらわしていきたい。
- ・ この間の座り込みなどの行動で、原告の皆さんは疲弊されていると思った。それでも、「350 万人の代表」として頑張ってくくださる姿が心に残りました。

良かった点は？

- ・ 原告の声を生で聞くことができたのでとても心に残りました。
- ・ 休日開催
- ・ 現在の裁判の状況を知ることができた事

改善したほうが良い点は？

- ・ 告知の方法
- ・ 札幌訴訟の最年少原告が 24 歳である以上、20～30 歳代の患者・感染者は少なからずいるはずで、薬害訴訟にも同様に若い原告が居るはずで、彼らを正面に立てて若い患者の洗い出しを行わなければ患者会の高齢化も当然の結果かと思われます。
- ・ 集会等はずっと早くから日時を告知してもらわないと組織として落とせない。



次回期日の案内



日時：10月30日（火）10時～

場所：東京地方裁判所 103号法廷

（東京メトロ霞ヶ関駅A1出口すぐ）

内容：弁論

【薬害肝炎弁護団 小松雅彦より】

10月30日（火）10：00～10：30の予定で、東京訴訟第二陣の裁判手続きが行われます。今年6月19日に新しく提訴した3人の原告の第1回期日です。

内容は■原告番号40番さんの意見陳述、■鈴木利廣弁護団代表の意見陳述（5地裁判決をふまえて、全面解決にむけた運動的視点からの意見陳述）です。

裁判に先立ち9：30ころから裁判所前で原告さんを激励するミニ集会を行います。

また、11：00ころから報告集会（弁護士会館10階1006AB）、

13：00～15：00支援会ミーティング（弁護士会館5階508AB）も行います。

5地裁判決が出て、肝炎対策法案提出など、政治も動きが急になり、大阪高裁でも和解の動きが進展するなど、本当に解決にむけての大山を迎えています。マスコミでもいろいろな側面で報道がされだしています（週刊誌などの動きもあります）。

国民・市民が薬害肝炎の事実を知り、原告被害者の救済、全肝炎患者の救済の大きな世論を作るためには、絶えず、薬害肝炎の事実を社会に発信し続けなければなりません。裁判期日は、そのための重要な場面です。多くの皆さんが、裁判当日の取り組みにご参加いただき、原告を励まし、交流し、知った、体験した事実などを周りに広めていただきたいと思います。

どうか万障お繰り合わせの上、ご参加いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

各地で薬害肝炎の活動をひろげよう！

江川守利（薬害肝炎訴訟を支援する会・世話人）

仙台判決後の座り込み行動は雨の中、皆さん本当にお疲れ様でした。薬害肝炎も大きく国会で取上げられるようになり、大阪高裁でも大きく和解の方向で動きつつあり、最終決着まで後もう少しというところまで来ています。こういう時こそ、各地で世論を大いに盛り上げていかなければならないと思います。

活動に定説はありません。どんな形にせよ、その地域の仲間で、その地のやり方で薬害肝炎の原告の被害を訴えることに尽きると思います。地域支援会の設立だけでなく、それが出来なくても薬害肝炎の学習会を開いたり、地域の団体に支援要請してみたり、地域の患者会と交流してみたり、街頭宣伝をしてみたり、地方議会に請願や陳情をしてみたり、いろいろあります。そして地域のマスコミへの働きかけも重要です。全国誌の地方版や地方誌、放送局の支局や地方のケーブルテレビなどへ地域支援会の立ち上げや学習会、いろいろな活動を取上げてもらうこと。

その中で重要なのは、原告の生の声を、被害を地域の人々に伝えることです。原告の生の声を聞いて原告として加わる人も出てくるでしょう。また、支援者として一緒に活動に加わる人も出てくるでしょう。その一つ一つの地域、一つ一つのグループ、一人一人の結集が最終決着の大きな力となります。地域から全国へ大きく運動を盛り上げましょう！

【次回の支援する会ミーティング】

10月30日（火） 13時～15時

弁護士会館5階508A B（東京都千代田区霞が関1丁目1番3号）

※東京地裁期日後に行ないます。ぜひご参加を。

【今後の予定】

10月28日（日） 清瀬健康祭り

11月14日（水） J R総連・日赤労組 薬害肝炎合同学習会

8.24 薬害根絶デーに参加して

東京原告 8 番

8月24日。この日、僕は今年で4回目の薬害根絶デーに参加してきました。

例年通り、交渉行動は文部科学省へ薬害教育、厚生労働省へ薬害防止を求めました。そして、お昼頃に厚生労働省前でのリレートークと同省内の薬害根絶の碑の前でのセレモニーを行いました（写真右＝元柳澤伯夫厚労相〔右〕に要望書を手渡した）。



昨年と同じように今年もかなり暑い日でした。僕は文科省の交渉とリレートーク、セレモニーに参加しました。僕が今回1番印象に残ったのは、リレートークでした。大音量のマイクを通して、ああいった多くの人の中で訴えるのは緊張するのですが、少しでも厚労省に勤めている人や大臣に聞いてもらえるようがんばりました。リレートークの最中は、後ろで全国の学生がパネル（薬害根絶を訴えるフレーズが書かれたパネル）を持って応援してくれていました。リレートーク後に、学生から「8番さんの話、よかったですね」と言われました。実際に僕がいい話をできていたように感じなかったのですが、そういうふうに支援してくれる人から言われると、とても励みになります。パネルを1時間ほど持つのは地味に疲れがたまる行動だと思うのですが、それにめげず、暑い中応援してくれたことに感謝しています。



今年は、お昼の行動後に集会を行いました。肝炎、イレッサ、タミフルの訴えと日本フィルハーモニーの方々のミニコンサート（写真左）がありました。ミニコンサートで演奏された方は、社会問題で被害にあった人を癒すための演奏活動をボランティアでやっておられています。僕は普

段、クラシックを聞く機会はほとんどないのですが、とてもいい演奏でした。お昼までの行動でたまった疲れを癒されたように感じました。音楽のパワーはすごいなあと思いました。

最後に、この日に参加された方、暑い中お疲れ様でした。とても長い1日でしたが、個人的には元気をもらったように思います。今後も、薬害根絶デーのお昼の行動のような外での活動、午後のような集会が続いていくかもしれませんが、ご支援よろしくお願ひします。

薬害肝炎訴訟を支える 東京学生の手 HEARTS

東京学生の手代表の手置です。

去る9月15日、参宮橋にある青少年オリンピックセンターにて、「HEARTS×薬つど」というイベントを行いました。

薬つど（薬学生の手つどい）、という団体は、北は北海道から南は沖縄まで、全国の薬学部生200名が所属する巨大サークルです。今回の企画は薬つどの代表の方から、「何か一緒にイベントやりませんか？」と申し入れを頂いたことから実現したものです。

僕と薬つどの幹部の方二人で、夏休みいっぱいをかけて準備を進めていきました。

これまでに経験してきた勉強会の形式は、講師の先生に講義をしていただき、それに対して質問する、というスタイルが主でしたが……。しかし、ただ講義を受け身で聴いてるだけじゃ面白くない。自分たちの問題意識を発信する場が欲しい。そして何より、主体的に問題について考えた経験があるなら、裁判傍聴や報告集会に受け身で参加するよりも何倍も貴重な経験ができるはず。……こういった考えが、常々僕の中にありました。

ということで、僕たちは薬害はなぜ起こるのか？どうしたら防ぐことができるのか？——について、プレゼンテーションすることに決めました。

僕たちとしては精いっぱいのができたと思っています。

当日は弁護士の中川素充先生、そして東京原告の久野郁子さん、17番さん、8番さん（いつもいつもお世話になっています）、5番さん（メーリングリストで呼びかけていただきました）にお忙しい中ご協力いただき、本当に感謝しています。

ありがとうございました！

一人でも多くの人に、薬害の恐ろしさを知ってほしい。そのためにも、こういった学生間で横断的なイベントはこれからも開いていくつもりなので、その際にはご協力いただければ幸いです。

薬害肝炎訴訟を支援する会・神奈川 から

高須賀朝代 神奈川県医療事業協同組合、管理薬剤師

「薬害肝炎を支援する会」の活動に参加して――

20年以上も前のことですが、私も出産などで出血傾向のある患者様にフィブリノーゲンを薬局から病棟へ払い出した記憶があります。その薬がこのような薬害肝炎を引起す原因になろうとは……。

日本の薬務行政はサリドマイド事件、薬害エイズそして薬害肝炎と、この数十年の間に多くの犠牲者を出しながら、全くそのことを教訓とせず製薬メーカーの利益優先で進められてきてきました。この薬害肝炎も1977年のFDAの措置にきちんと対応していれば、被害の拡大を防ぐことは可能でした。当時の状況を勉強し厚労省や製薬メーカーの対応を知れば知るほど怒りが湧いてきます。その怒りをバネに微力ですが活動に参加させていただいています。

神奈川民医連では薬剤師を中心に、薬害肝炎訴訟の早期解決のために1000筆近い署名活動や、医師の協力を得ての薬の不買運動また病院長、診療所長、薬局長名で加害製薬メーカーに「早期解決のための要望書」を手渡すまたはFAXするなどの行動をおこなってきました。

また来年2008年2月18日には神奈川県民医連全体の薬剤師を対象に薬害肝炎支援の会の方をお招きして、学習会を企画しています。今後も薬の管理に携わる担当者として、私たち薬剤師は日々の研鑽を積み、厳しい目で薬剤の有効性と安全性を見つめていきたいと思えます。

会費納入・カンパのお願い

小松雅彦・支える会世話人

支援する会の会費は、年額一口1000円となっております（毎年おさめていただくこととなります）。薬害肝炎訴訟も山場を迎えつつあり、皆様に迅速、正確に情報提供をするため、ニュースも少なくとも2カ月に1回は発行しています。1回のニュースで一通作成・発送するために百数十円かかります。それ以外にも、号外、イベント案内、チラシ、会議会場費などお金がかかります。今までは、かろうじてカンパや複数口の会費納入、団体会費などでまかなってきましたが、今年はさらに大幅に出費が見込まれます。

そこで、社会人の会員の方には、可能であれば3口以上の会費を納めていたきてたくお願いいたします。払込取扱票を同封いたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、お知り合いの方や関わりのある諸団体などへ、支援する会への加入のお声をかけていただけると幸いです。団体加入の場合は会費は年額5000円です。よろしく願いいたします。

■■ 署名を11月末までに送って下さい ■■

宛先の会社名を修正した署名用紙を同封します。要請事項は変わっていませんので、今までの用紙に署名されたものもお送りいただいて結構です。

薬害肝炎訴訟を支援する会・千葉から

上條舞衣子 会員

千葉では薬害肝炎訴訟を支える会を結成してから8ヶ月が経ちました。この間東京、名古屋、仙台と各地裁の判決が出そろい、この流れの中で千葉でも全面解決の流れを大きく前進させるために、地方自治体に対するはたらきかけを強めてきました。6月の千葉市議会では肝炎問題の「早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書」(22日)が、翌7月には佐倉市議会でも「早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書」(3日)が、原案のまま可決されました。

毎月一度のペースで開いている会議を軸に計画を練り、夏以降も引き続き地方自治体での肝炎問題の解決を求める請願を9月議会に提出。八千代市議会では早期解決を求める意見書の案を市議に郵送し、薬害肝炎訴訟について紹介議員になってくれる会派を探し、実際に議会控え室に足を運びました。その成果として八千代市議会では、意見書が採択され紹介議員になってくれた坂本議員から「医療費の助成など市として取り組めることは無いか？」との言葉を頂き、また同時に取り組んだ船橋市議会でも同内容の意見書が採択されました。この活動をさらに進めていきたいと思っています。

また9/1には、原告の久野郁子さんを招いて勉強会を開催。薬学部の学生11名を含め支える会の外からも多数が参加しました。この学習会では、原告の久野さんから被害の実相について肝炎の様々な側面を自分の経験を元に話していただきました。肝炎は医原病であること、つまり何らかの医療行為(出産など)が原因の病気であり健康な人が感染するケースが多いこと。そして自分自身に責任は全くなく病気で苦しめられること。それだけでもつらいのに、社会的には差別が根強く日常生活にも支障をおよぼすことが語られました。さらに治療にかかる経済的な負担も非常に大きいこと、様々な面で声を上げるにも相当の勇気が必要であるということが語られました。原告の話聞き、学生からは様々な感想が寄せられました。裁判というのは学生生活の中では縁遠いものであったけれど、現に裁判を闘っている原告の久野さんの話を聞いて「薬剤師として何が出来るかを真剣に考えた」と。また「製薬企業に就職を希望しているので、気持ちは複雑」という感想もあり、学生は大学の授業では聞けない話を聞いて将来の自分はどんな薬剤師を目指すかについて考えたようです。千葉ではこの間、取り組みを具体化するために月に一度、支える会でミーティングを開き、それを軸に活動を進めています。今後も早期全面解決に向けて、大学や地域での学習会を企画し、肝炎問題早期・全面解決の世論広げるために活動を強めていきたいです。

| | | | | |
|---------|-----------|--------|---------|------|
| 【会議の予定】 | 10月25日(木) | 19:00～ | 船橋中央公民館 | 第3和室 |
| | 11月27日(火) | 19:00～ | 船橋東部公民館 | 第1和室 |
| | 12月21日(金) | 19:00～ | 船橋東部公民館 | 第1和室 |

薬害肝炎訴訟を支援する会・茨城から

高瀬英子 茨城肝臓友の会（ひばりの会）

ウイルス肝炎患者の大方が治療の為受けた医療行為により感染されたという事実。

テレビ、新聞等での報道にもかかわらず今だに差別、中傷等を受ける暮らし。

更には医療費の高騰からくる厳しい生活や日を重ねるごとに確実に迫ってくる病状への不安は切なくて、先のことを思うと本当に怒りさえおぼえますと患者会の中でもよく話し合われます。

薬害肝炎患者の方々もつらい日々を送って来られたこと、共感いたします。しかし、そのつらさの原因を勇気をもって告発したことは原告でない患者にも強い希望と勇気を与えていただきました。

原告の方々を支えてくださっている弁護士の方々には敬意と感謝を表します。よい解決まで更なる奮闘をお願いいたします。そして、国、製薬会社は患者の実情をきちんと把握して心ある解決をしてくれるよう茨城の空より願っております。

明るいましたを期待しましょう！

今後の予定

〔支援の会ミーティング〕

日時：10月30日(火) 13～15時

場所：弁護士会館5階508AB

(東京都千代田区霞が関1丁目1番3号)

※ 東京地裁期日後に行ないます。

どなたでもご参加頂けます。
ぜひご参加下さい。



振り込み口座

〔郵便振替口座〕

口座番号：00160-0-665642

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

〔銀行口座〕

三菱東京銀行 渋谷支店 普通預金

口座番号：3284735

口座名義：薬害肝炎訴訟を支援する会・東京
世話人 小松雅彦

入会およびその他当会に関するお問合せは、
下記連絡先までご一報下さい。

薬害肝炎訴訟を支援する会・東京

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-24-2

長井ビル3階オアシス法律事務所内

TEL03-5363-0138/FAX03-5363-0139

kanenshien-tokyo@hotmail.co.jp